

平成 27 年第 7 回臨時会

○議長 宮城清政君 ただいまより、平成27年第 7 回南風原町議会臨時会を開会します。

○議長 宮城清政君 それでは、ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開会（午前10時07分）

日程第 1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第 1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって 6 番 赤嶺奈津江議員、7 番 浦崎みゆき議員を指名します。

日程第 2．会期の決定

○議長 宮城清政君 日程第 2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。これから議案の上程に入ります。

日程第 3．議案第61号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第 6 号）

○議長 宮城清政君 日程第 3．議案第61号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第61号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第 6 号）平成27年度南風原町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,337 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 143 億 6,859 万 9,000 円とする。2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。その内容については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第61号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第6号）について、補足して概要を説明します。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正についてご説明いたします。今回の補正は、沖縄振興特別推進交付金事業で交付決定が得られた事業を早期に実施するため補正の必要が生じたので、歳入歳出をそれぞれ5,337万8,000円増額し、補正後の一般会計予算額は143億6,859万9,000円となります。補正増額5,337万8,000円の内容について、歳入より説明します。

6ページをお願いします。14款2項1目．総務費県補助金4,665万9,000円の増は、10月23日に交付決定された沖縄振興特別推進交付金事業の新規4事業とすでに交付決定を受けている2事業への追加交付による計上です。補正後の交付金は5億6,482万8,000円となります。

7ページをお願いします。17款1項1目．財政調整基金繰入金671万9,000円の増は、6号補正歳入歳出の調整により、基金からの取崩しを行うことによるものです。補正後の同基金残高は、15億4,621万9,000円となります。

続きまして、歳出についてご説明します。8ページをお願いします。2款1項7目．防犯対策事業費1,023万1,000円の増は、町内に設置されている防犯灯をLED化する事業で、各字自治会との調整等を行う嘱託職員1名と防犯灯LED化推進調査設計委託料の計上によるものです。

続きまして、9ページ。7款1項2目．観光費95万3,000円の増は、本部地内にあります古民家に観光用トイレを設置する事業で、1号補正で計上していましたが、女子トイレ設置予定箇所を多目的トイレに計画変更し、さらにスロープを設置するため不足分の計上です。

10ページをお願いします。9款1項2目．災害対策費259万2,000円の増は、宮城土地改良区域内に緊急通報者が位置を確認し伝達できるようにするための標示物設置委託料の計上です。

11ページをお願いいたします。10款2項2目．教育振興費771万9,000円の増は、当初、小学校の特別支援クラス在籍の児童用にタブレットPCを12台配置予定でしたが、特別支援クラス在籍の全児童に配置するため72台に計画変更したことによる不足分の計上です。

12ページ。10款3項2目．教育振興費221万8,000円の増は、先ほど11ページの小学校・教育振興費と同様に、当初、特別支援クラス在籍の生徒用タブレットPC6台を配置予定でしたが、特別支援クラス在籍の全生徒に配置するため20台に計画変更したことによる不足分の計上です。

13ページ。10款4項1目．幼稚園費234万6,000円の増は、4歳児保育開始に伴い、各幼稚園で使用する配膳車、食卓机等の給食用備品を購入するための計上です。

14ページ。10款5項4目．文化センター費305万3,000円の増は、教育機関で活用できる学童疎開の映像資料を製作するため委託料の計上によるものです。

15ページ。10款 6 項 2 目。共同調理場運営費2,426万6,000円の増は、幼稚園 4 歳児保育開始に伴い、深皿等給食用消耗品及び調理場で使用する配送車、保管庫、コンテナ等備品を購入するための計上です。

以上が、議案第61号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第 6 号）の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。3 番 大城 勝議員。

○3 番 大城 勝君 防犯対策費の L E D の件ですが、今回、調査設計で予算が追加されているのですが、その調査を終えて防犯灯が南風原町内にどれぐらいあるのか。

それから、この L E D 化されるのはいつごろになるのか、見立てがあれば教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 答えいたします。まず、現在各字が管理しております防犯灯及び町で管理しております防犯灯を合わせまして1,700基ほどあります。そのうちで町が管理しているものにつきましてはすでに L E D に切り替えているところがありまして、まだ切り替えていないのが約1,500基を予定しております。それにつきましては、数がかかなりあるものですから、単年度での事業執行は厳しいものがございまして、3年計画を予定しております。今年度平成27年度につきましては調査設計、平成28年度、平成29年度で L E D の設置工事を行います。予定としましては、平成28年度で約50パーセントの750基、平成29年度で同じく残りの750基の整備を予定しておりまして、最終的には平成29年度末までには各字設置されている防犯灯を L E D 化する計画で進めていく予定になっています。

事業につきましても、今申し上げましたように平成29年度末に事業完了をする予定となっております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 教えてください。防犯灯ということですから、各字の防犯灯 1 灯当たりいくらという定額と言うのか、負担していると思います。L E D に替えることによつての、負担はどのように変わりますか。

もう 1 つは、各字の防犯灯が L E D に変わるということですから非常に良いことですが、公共施設はどうか教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 答えいたします。まず 1 番目につきましては、現在の防犯灯はほとんどが蛍光灯となっております、これを LED の器具に切り替えることによって、約光熱費が半分となる試算が出ております。

それから、公共施設の LED 化について道路及び公園関係につきましてはすでに数年前から新たに設置するものはトイレ関係もそうですが公園の園路関係も随時 LED で整備しております、今後もそのように進めていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 たぶん 1 灯当たりいくらという契約があるはずですが、LED に替えることによって負担が半額になるということですが、具体的に 1 灯当たりいくらになるのか情報を持っていますか。これは各自治会が契約すると思いますが、そういう情報を持っているか。いくら安くなるのか、1 灯当たりいくら安くなるのか教えてください。

それからもう 1 つは、経済建設関係については過去から LED に替えてきたと話がありましたが、では学校関係や児童館、役場然り、調理場も然り、いろんな公共施設があります。そういったものに対しては、県の補助金の対象にならないのですか。せっかく委託契約で調査をするのですから、一緒に含めてそれを行ったほうがいいのではないですか。それはどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 1 番目について、私のほうで答えいたします。LED に取り替えた場合、1 基当たりいくらという明確な数字は、蛍光灯のワット数によっても違ってきますので、こちらでは平均的なワット数で試算した場合、約半額に落ちるということです。1 基当たり、すべての確実な数字はまだ出しておりません。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 本町の全体的な照明機器の LED 化につきましては、本庁舎の事務室の照明は機器が 10 数年を経過しておりますので、そういった機器の耐用年数がきたものについてはすべて LED 化して、ある部署から 1 つずつまとめていっているのが実情です。ただ、この機器の数が多くありますので、全体的一遍に入れ替えとなるとかなりの予算面の負担がございます。議員からもありましたとおり、さまざまな事業の活用を見な

がら、それから当然、新設や取り替えのものについてはＬＥＤ化していくということでございますので、今後もより良い資金が活用できればＬＥＤ化に拍車をかけていきたいと考えています。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前10時21分）

再開（午前10時21分）

○議長 宮城清政君 再開します。総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 補助の対象かどうかは、すべて一緒くたにこれはなりますとかなりませんとかいうものではなく、庁舎の照明をすべてＬＥＤ化というのも一括交付金で出したところがございます。ただ、やはりこれは単純な経常経費、維持管理の部分ですということで、見解の違い等もございましたが、環境庁の部分とかそういったものも含めて、今後調査してまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 防犯灯の件で継続しますけれども、まず1点は、予算の内訳をもう少し細かく教えて欲しいです。1,000万円の予算ですが、職員が各自治会長との調整のための嘱託職員、それから設計委託料で900万円、その内訳をもう少し細かく教えてもらえますか。

それから、防犯灯をＬＥＤ化する場合、すべての防犯灯をＬＥＤ化するのかです。今おっしゃったように蛍光灯タイプのものが20ワット程度、それから36ワット、水銀灯もあります。水銀灯もいろいろな種類があります。それら防犯灯をすべてＬＥＤ化するための今回の予算なのか伺います。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城敬宝君 私のほうからお答えいたします。まず今回、報酬75万9,000円につきましては、各字現場での調整、あるいは発注後の位置の確認とかそういった立ち合いするための嘱託職員1名分の計上となっています。今年は途中からですので、5カ月分ということで計上させていただいております。

947万2,000円につきましては、防犯灯の位置の確認あるいは種類、形状、あるいはまた電柱番号、管理者の確認など1,500基を確認いたします。それを今後、この防犯灯の配置図を作って管理台帳も作成するという内容の設計業務となっております。もちろんこの積算あるいは今回二酸化炭素削減という事業目標がありますので、ＬＥＤ化したことによる

二酸化炭素削減量の報告書作成も予定しております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 まず囑託職員が現在地の配置の確認をして、また900万円の設計委託料でさらにその担当が現地を確認するということで二重になるのですが、最初から設計委託の中に包含すると予算はトータルの予算よりも増えるのか。なぜ2回も同じような調査をするのか。2回に分けたのはどういうメリットがあるのですか。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城敬宝君 2回ではなくて、委託を業者に発注いたしまして、各字自治会長とうちの囑託職員、もちろん担当職員も重要な箇所には一緒に立ち合いをするのですが、この位置で良いのかどうかとかそのような確認も出てきます。現在建っている位置と設計も同じでいいのかそういった確認をするために、一緒に立ち合いをして、自治会長とのパイプ役含めての囑託職員の業務となっております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 地域の要望によってはこの電柱の移設も可能にするわけですか。そういったものも含まれていると。もちろん、移設の場合の工事は、地元各自治会会長の要請でやりますので、工事費は今まで同様50パーセントの負担が発生します。今回のLEDにするというのは、すべてLEDに変換する事業だけではなくて、この変換に伴う移設工事まで含んでの工事予定になるのか。

それから先ほどの囑託職員が調査に入りますよね。設計委託をする場合に、またその設計を委託する業者が現地を再度確認するわけです。そのときに囑託職員も同伴で行くのか。もし行くのであれば、最初から設計委託のみでもいいのではないかと。要するに、自治会長さんと設計されたコンサルと双方で行けば可能だと思うのですが、なぜそのようになるのか。現在配置されている場所を囑託職員が全部調査するわけですよね。それを最初からコンサルにできないのかどうかです。確かに1回と言うのですが、しかし実際には2回現地へ行くわけです。そのへんがどうしてか。そのほうがいいのか、この説明では分からないものですから、明確にお願いします。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時29分）

再開（午前10時30分）

○議長 宮城清政君 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城敬宝君 工事の件ですけれども、今回は字が管理している防犯灯の名義を町に貸してもらって町の防犯灯ということで全部整備していきます。補助金制度の50パーセントもございますが、それでは負担が大きいですので全部町が一括交付金でやる計画をしております。

2 番目については、部長から説明させていただきますのでよろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 囑託職員の必要性については、私からお答えさせていただきます。囑託職員は、調査をさせるということよりもこの事業に対応してもらおうというのが本来でございます。まちづくり振興課につきましては、課長除いての職員は5名おまして、この5名は一般業務がかなり過多でこのLED化事業に没頭できる職員がいないことが大きな要因でございます。この各字のLED化に向けましては、各字区長さんたちとの調整事項がかなり出てきます。今、議員がおっしゃったとおり、元ある位置から若干動かす必要があるのかというような調整関係ですね。今回のLED設置につきましては、今だいたい木柱で設置されていると思うのですけれども、既設電柱の強化が基本になります。なかには電柱がどうしても遠くて、その電柱に強化しますと防犯灯の意味合いが薄れるのではないかという箇所も出てきます。そういったものも含めまして1件1件、1カ所1カ所の調整が必要となってきます。その対応をする職員ということになります。委託を受けますコンサルさんにつきましては、そういった調査された箇所にこの設置が可能かどうか、若しくは電柱に強化ができなければ専用のポールを立てて設置するとかそういったことを調査しまして設計に反映させて積算をして、最終的に事業費の金額を定めていくという委託の内容になりますので、ひとつご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。4 番 大宜見洋文議員。

○4 番 大宜見洋文君 2点質問します。先ほどからのLEDの件ですが、すでに200基は設置されているということで、12パーセントぐらいですが、どれぐらい削減されているのか効果が出ているのかどうか聞きたいということと、タブレットの件ですが台数がかなり増えて先生方の管理が大変ではないかと思ひまして、そのへんは大丈夫なのかの確認です。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。町が管理している防犯灯は、数年前から随時LEDに切り替えてはおりますけれども、これは使用した料金に応じてではなくて1基当たりいくらというような契約金額になっておりまして、平均したワット数で計算しますと約半額という数字は出てきております。各基を計算しまして全基まとめていくらの削減になったかのデータについては作成されておられません。今回の事業完了後、さらにその成果を作らなければなりませんので、その中でトータル的に作成していきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 タブレットの件にお答えいたします。タブレットは今回、特別支援学級の子どもたちの分の数を増やしていこうということで、全学校、小学校・中学校合わせると22教室が特別支援教室になります。そこに配置をいたしますので、先生方とも協力しながら管理に当たっていくと考えております。

○議長 宮城清政君 他に。7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 文化センター費についてお伺いいたします。学童疎開の映像作成委託料ですけれども、具体的に教えていただきたいことと、またどのように活用していくのか。また、教育委員会との調整ですね。どのように活用していくのか調整はできているかお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 学童疎開の映像作成事業につきましては、これまでも学童疎開の関連で熊本、宮崎を訪ねています。そして、学校の平和学習の一環で、学童疎開に行ってきた人、その方々の体験を伺うと言いますかそういったことを学校で行っておりますけれども、戦後70年になりますので高齢化で80歳を過ぎています。そういった生の声、また現在、元気で語れる方の映像を残しておこうと、またこの映像を子どもたちに見てもらって平和学習をしていこうという視点です。それから、これまである映像等も含めて編集をして学童疎開の資料として活用をしていきたいということです。活用につきましては、先ほど申しましたように学校の平和学習関係で活用をしていくということと、DVDやブルーレイなど複数作成しますので図書館などで貸し出しをするようなかたちで平和学習に充てていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 現在、平和学習で学校ではどれぐらいの授業と言いますか、何年生に何時間と具体的にどのようでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 時間でいくらというような設定はされていないようです。総合学習の平和学習の際に文化センターの学芸員へ依頼があるときに行って一連の平和学習、戦争の話、疎開の話が含まれますのでそういったところで行っております。時間として組まれているのではないようです。要望に応じて平和学習を行っているというようなかたちです。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前10時38分）

再開（午前10時40分）

○議長 宮城清政君 再開します。15番 大城真孝議員。

○15番 大城真孝君 地域の防犯灯をLEDに交換するということで、先ほど課長が字から役場が引き取って整備するといいますが、ずっと役場が管理する予定なのですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。この事業につきましては、町の事業でやるものですから、その事業を進めるにはまず各字の防犯灯を町に帰属していただく必要があります。その手続き後、事業完了して、その後の時期的なことにつきましてはまだ明確に申し上げられませんが、防犯灯そのものにつきましては各地域に寄与する設備であることから、事業完了後の光熱費とその管理については従来どおり字にお願いしたいと考えております。それにつきましても今後、字と協議を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 1つは9ページの公民館の件ですけれども、女子トイレ設置予定箇所を多目的トイレに変更とのことなのですが、では女子トイレはどうかおつもりな

のかな。女子トイレを造る予定が、多目的にするわけでしょう。この多目的のトイレが女子トイレと兼用ということは、そうであるならば、多目的トイレは女子専用で男子の多目的はないのかと思われます。多目的トイレにも女子用、男子用があると私は思うのですが、これは女子トイレが多目的にとあるので女子トイレはどうするのかが 1 点。

それから小学校、中学校のタブレットの件ですが、特別支援クラス在籍者の分とのことで、確か各学校には全生徒分はないですね。1 教室でしたっけ。ちょっとその記憶が定かじゃないのですが、他の生徒の皆さん方、特別支援教室以外はどういうふうになさるおつもりなのでしょうか。今後、皆の分を揃えていくということなのか、そのままということなのかこの点をお聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 答えいたします。まず、本部の謝名家敷地内に設けるトイレですけれども、女子用をそのまま多目的に使えるように整備をするという兼用になります。例えば小さいお子様を連れていて、乳母車をそのまま中に入れて一緒に用を足せるような広さを確保しているために、車いすの方も利用できるという兼用になっています。本来でありましたら公園のように男子トイレ、女子トイレがありまして、それからまた多目的トイレを設置することが一番望ましいのではあるのですが、こちらは謝名家の母屋の建物とのバランス並びに建築確認を必要としない規模という制約の中で今回の設計となっております。男子トイレは通常の便器 1 つで大小兼用での設置、女子用が中を広く取りまして多目的に使える内容、それと併せまして謝名家は入口から若干段差がございましたのでスロープを付けるということで今回の増額補正となっております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 学校のタブレットの件についてお答えいたします。特別支援教室には全員が使えるように個々に入れる。普通教室の児童生徒にはというような質問の内容でしたので、普通学級のタブレットは今、1 学級分、先生も合わせて 21 台を入れて調べ学習など集団での学習に活用していこうというものです。今後の取組につきましては、電子黒板が入りましたので、それにタブレットを入れてその活用するというので、今後はタブレットの活用状況を各学校で確認しながら将来的なことを考えていこうということで、今は 1 クラス分のタブレットを入れてございます。その活用状況を見ながら今後は検討していくということで、今のところ 1 人当たりにはという視点ではございません。今入れているタブレットの活用状況を見ながら相談をして今後の展開をしていこうという考え方でございます。

○議長 宮城清政君 11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 では、例えば男子の車椅子の方が利用するときそこを利用できるということなのですか。女子トイレ兼用とは言っていますけれども、多目的と言っていますから男子でも車いすの方は利用できる理解でよろしいのでしょうか。

それから、タブレットの件ですけれども、特別支援クラス教室にいくらということから生徒全部にとなっているわけで、それはそれで活用が、授業にはこれがいいということまで設置をするのだと思うのですよね。ということであれば、他の生徒たちにもやはりそれにやると、今は 1 教室でこれから見てからとおっしゃっていますけれどもその分までカバーしてやっていくのが、今度の予算から見ると適当ではないかと思います。予算の件もありますからすぐにではなくても、部長はその 1 教室の分を見てからとおっしゃっていますけれども、このタブレットが授業に十分適しているとお考えだから特別支援教室にも配置していくということではないのでしょうか。私はそのように理解するのですが、どうなのですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 今回の特別支援教室への児童生徒 1 台というのは、電子黒板との関連もごきます。特別支援学級につきましては、電子黒板は入れてございません。理由といたしましては、その特別支援学級には複数の学年が在籍しております。そこでは普通教室と同じ電子黒板での学習の仕方は難しいだろうという視点がごきます。それで、各々学年に合ったソフトであったり学習の電子媒体を使って各々の授業で活用をしていこうということで、3 台、3 台を今後入れていこうということでしたが、補正を組んで一挙に配置をするということです。そういった視点から特別支援教室については、タブレットの 1 人配置ということで今回進めているところです。普通教室につきましては、先ほども申し上げましたように、本来ですと一挙に 1 人当たりというかたちがよいかと思いますが、予算の関係もありますし、また活用の状況等も把握してから予算等の措置をしながら、必要に応じて先生方ともお話をしながら、学校の状況も勘案しながら普通教室については進めてまいりたい考えを持っております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 61 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第61号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第61号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第61号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4．議案第62号 平成27年度南風原町小中学校電子黒板売買契約について

○議長 宮城清政君 日程第 4．議案第62号 平成27年度南風原町小中学校電子黒板売買契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第62号 平成27年度南風原町小・中学校電子黒板売買契約について 平成27年度南風原町小・中学校電子黒板売買契約について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。記 1．契約の目的 平成27年度南風原町小・中学校電子黒板購入事業。 2．契約の方法 指名競争入札。 3．契約金額 2,503万4,400円。 4．契約の相手方 住所 那覇市字安謝638番地、商号 株式会社興洋電子、氏名 代表取締役社長渡名喜庸順。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 それでは、議案第62号について補足して説明いたします。2ページをお開きください。入札の結果報告書でございます。10月28日に入札を行いました。予定価格2,480万円の設定で入札を行った結果、7社を指名しておりましたが、6事業者で入札を行っています。その結果、6番目の株式会社興洋電子が2,318万円で落札でございます。

3ページの事業概要につきまして、事業名が平成27年度南風原町小・中学校電子黒板購入事業。納入場所が南風原町立小・中学校。納入期限が平成28年3月10日。現場説明を平成27年度10月15日に行いました。入札は、先ほども申しましたように10月28日に行っています。備品の内容といたしましては、投影型電子黒板アクティブボード一式19台でございます。

次に 4 ページ。機器の仕様ということで、投影型の電子黒板アクティブボード。津嘉山小学校に 2 台、南風原小学校に 2 台、北丘小学校 4 台、翔南小学校 2 台、南風原中学校 5 台、南星中学校 4 台、合計 19 台配置いたします。それと付随しまして、電子黒板用のパソコンがあります。同様に各学校に同じ数の 19 台を配置となります。

5 ページ、6 ページはそういうかたちでということで、これまで納入しました電子黒板と同じ機種でございます。そういったかたちで今回の電子黒板購入事業の売買契約でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 62 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第 62 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第 62 号について討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第 62 号 平成 27 年度南風原町小・中学校電子黒板売買契約についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5．報告第 13 号 専決処分「北丘小学校仮設校舎建設工事の請負契約金額の変更」の報告について

○議長 宮城清政君 日程第 5．報告第 13 号 専決処分「北丘小学校仮設校舎建設工事の請負契約金額の変更」の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第 13 号 専決処分「北丘小学校仮設校舎建設工事の請負契約金額の変更」の報告についてであります。地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告いたします。記 1．専決処分事項 北丘小学校校舎建設工事の請負契約

金額の変更について。2. 専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更決定に関する事項。

専決処分については、10月13日に行っております。1. 専決処分事項 北丘小学校仮設校舎建設工事の請負契約金額の変更。(1) 変更事項 変更前契約額9,659万7,360円、増額金額 292万4,640円、変更後契約額9,952万2,000円。(2) 契約の相手 住所 沖縄県嘉手納町字水釜362-11、商号 大永建設工業株式会社、氏名 代表取締役 大城次男。2. 変更した理由 平成27年度の3工区改造工事は当初9月工事完了予定で仮設校舎のリース期間を設定しておりました。しかし、7月に補助金交付決定となり、その後の工事発注で大規模改造工事完了予定が12月末となったために、仮設校舎のリース期間の変更が生じたためであります。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 それでは、報告第13号の専決処分についての説明であります。添付しています図は、プレハブの平面図です。2年、3年、6年の教室の改造でございますのでそこに付けております。全体配置図につきましては、運動場に設置した仮設プレハブ校舎でございます。それにつきましては、北丘小学校の大規模工事が平成25年から開始しておりますので、最終年度が平成27年度でございます。そして最終年度の第3工区の工事が、当初予定では6月から着工する計画でございました。その計画どおり、仮設校舎も当初期間で予定しておりましたが、工事の発注が3カ月遅れて工事に取りかかっておりますので、それに基づきましてその約3カ月間のプレハブリースをせざるを得なくなった、延長による金額の変更でございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから、ただいまの報告について質疑がありましたら質疑を許します。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 当初9月に終わる予定だった工事が、補助金交付が7月になったために着工が遅れてその分、完了が遅れるという説明ですけれども、この補助金交付が遅れたのはなぜですか。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 ただいまの質問にお答えいたします。交付決定の当初、平成25年度ですか、こちらで契約した時点での予定としては6月ごろには交付決定がくるのではないかとということで、6月から工事着工できると算定しておりました。実際、蓋を開けてみますと7月上旬でしたか交付決定となり、その後に工事発注、契約の議会承認等を

得るということで9月30日に承認だったと思います。その期間ずれてしまったことで、9月完了予定が12月末工事完了になっているということでもあります。以上です。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前11時03分）

再開（午前11時04分）

○議長 宮城清政君 再開します。学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 平成25年度では6月を予定していたと、平成27年度では7月になったということで、その理由としては国の予算上ですか、そういう諸々で交付決定が遅れたのではないかと考えられると思います。以上です。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 国が遅れた理由までは分からないということのようではございますけれども、そのおかげで292万4,000円を南風原町が余分に負担することになったということです。この余分に負担する290万円は、まるまる南風原町の負担ですか、それともこれは補助されますか。改めてお伺いします。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 今の質問にお答えいたします。文部科学省では単価加算項目というのがありますのでこれの経費には算出できるということです。ただ、実際、補助金がどの額まで単価加算が上ってくるかは、その年度の国の予算全体でしか掴めないことがあります。実際、補助金が算定されるかは今のところはっきり見えないということです。この単価補正が出てくるのは、毎年2月になりますので、その2月時点でどのようになったか最終報告ができると思います。補助単価の加算には入ると聞いております。以上です。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 よく分からなかったのですが、平成25年の話が何度か出てきましたけれども、平成25年度の工事は6月に決定はしていたという説明なのですか。その補助金交付決定は6月にはされていたので平成27年度もそうなるだろうと思ってプレハブ仮設校舎を借りる契約をしていたけれども、その当てが外れたという説明なのですか。平成25年度というのはだいぶ前の話でね、これは3年計画のうちの3年目ですから、平成25

年度のことはあまり関係ない話だと思うのです。平成26年度を理由に出すならまだ分かるけれども、このへんがよく分からない。国の交付決定というものは、たくさん事業をやっているわけですから分かると思うのですけれども、こちらが予定した時期とそんなにずれるものなのですか。最終2月まで待ってみなければ町の負担がどのぐらいになるか分からないという答弁だったのですけれども、こんなに言わば当てにできないような仕組みなのですか。お答えください。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 ただいまの質問にお答えします。今回のプレハブ契約月日が平成25年12月になりますので、工期が12月20日からということで、どうしても3年にまたがっているということがありまして説明としては平成25年度から説明をしております。補助金については、文部科学省が平米単価を算出しますが、その後、実施と補助単価の差がだいぶありますので、その分についてはまた全国のこの年度の予算範囲内で再度案分するという加算されます。ということで、補助率は3分の1ですか、大規模改造となりますが、これを実施で割りますと実際は3分の1にいかないということがありまして、すぐ国庫補助負担と関連するというのは目に見えないということでもあります。

あと1点、平成25年度の6月交付決定であったかではありますが、これについては交付決定の資料を持ってきておりませんのすぐにお答えできないのですが、ただ、他の土木などの事業としても6月ぐらいにはほとんど交付決定が来るということでそれを想定して平成25年度ではプレハブのリース期間を12月から平成27年の9月30日までに設定したということでもあります。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 では、私も質問します。この事業は、平成25年の債務負担行為で手続きを取っています。私は当初、15節の工事費ではなくて14節の使用料・賃借料ではないのかということで皆さんと議論しました。その議論のなかで、15節の工事費になると国の補助金がもらえると、そのほうがいいのだとありました。15節でやったものは、町の財産ではないのですか。企業のものなのか。私は、そういうのが出てくるから15節の工事費ではなくて、あくまでも期間でリースして仮設工事は終わるのだから、14節の使用料及び賃借料でやったほうが適当ではないかと議論しました。町の財産ではないのですか。工事は、15節の工事費でやっているはずですよ。どうなのでしょう。

それからもう1つ。大規模改造工事は、補助金の交付決定が来たのはいつなのかな。今度追加があったでしょう。補助金の交付決定がいつ来たのか。それと大規模改造ですから当然これは工事請負契約をやっています。工事請負契約の変更が必要です。その工事請負

契約の変更はいつだったのか。その 2 点をまず教えてください。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 ただいまの質問にお答えします。今回のプレハブの仮設校舎リース契約については、平成25年12月に締結しているということで、3年間の期間で債務負担行為等で契約しています。それで平成25年12月16日に契約をしております。平成27年に変更契約をしており、変更契約の日付は10月13日ということで受けております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 私の質問に答えていませんね。大規模改造工事があったわけでしょう。この補助金交付決定が 7 月に来て、それでその校舎の改造工事の請負契約の変更もしなくてはいけないのでしょうか。これはやらないでいいのですか。私が言ったのは、校舎の、大規模改造工事に対する補助金だからです。だったらその請負工事契約も変更がいつだったのですかと質問したのですが、あなたは平成25年どうのこうのと言うから 3 工区の話です。今、3 工区の話でしょう。確かにあなたが言うように、平成25年に9,600万円ですとか債務負担行為の手続きを取っています。けれどもこれは9月までに終わるということでしたが、校舎の大規模改造工事の補助金が7月に来たと、それでリースもその工事をやるために延ばさなければいけないということなのでしょう。今言ったように、第3工区の校舎の交付決定が来たのはいつなのですかと先に私が質問したのはそういうことです。交付決定が来たら、業者と請負契約の変更をするわけでしょう。請負契約の変更をしたのはいつですか。この 2 つにお答えください。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 先ほどの交付決定日については、7月16日となっています。第3工区は、平成27年度の改造工事については、9月定例会で9月30日に第3工区の請負契約ということで承認を得ていますので、その時点ではまだ発注していないということです。この交付決定を受けて工事発注を進めていくということでもあります。ですから、9月30日に承認を得て1日からということで、その分ずれているということでもあります。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 正直言って、余計に分からないです。9月30日に議案として議会に出したならば、その以前に交付決定通知が来ているわけでしょう。歳入があつて歳出を皆

さんが組んで、それではじめて業者との契約というのができるわけでしょう。あなたの言っていることがどうも理解できない。いずれにしても、私が言いたいのは、手続きが遅れたのではないのか。国の補助金決定通知が来て、そしてこれも当然、皆さんが申請したあとに交付決定がくるわけですね。その財源でもって追加工事の発注ができるわけでしょう。それがなかったら追加工事もできないはずですよ。それを知っていて、9月にやっていて、そして正直言ったら7月28日にも臨時会がありました。9月の定例会もありました。私が言いたいのは、業者との請負契約の変更があります。その時に皆さん方はリースのことにしても当然気付くべき。けれども、それに気付いていないためにその遅れがある。それはやはり手続き的に反省しなければならないのかと思います。先だって議員の研修があったそうですが、そのなかでも債務負担行為というのが好ましくないと、この報告というのは報告ですから議会の審議を経ないわけでしょう。そういった面で予算というのが当然議会での審議が必要です。報告だけで済ませるとするのは、あまり好ましくないとされているので、われわれ議員の審議権、審議をする権限をやはり大事にして欲しいということです。どういう理由か分からないけれども、確かに今、教育委員会は4つの園舎の建築であるとかいろいろな事業を抱えていて、しかも教育委員会で建築設計の資格者は学校教育課長お一人なのでしょう。一人であれこれ事務をしながら、工事ものというのは大変だと思います。そういった意味で、そういう仕事を抱えていながらこういう手続きをするのが少し遅かったか、逃したかな、気付くのが遅かったのではないかと指摘して、答弁はいいのでこれからこういうことがないようにしっかり注意してください。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。15番 大城真孝議員。

○15番 大城真孝君 難しくて分かりませんから、確認します。皆さんが遅れた理由は、3工区の発注をする時点でずれるのは分かっていますよね。あの時にできなかったのですか。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 仮設校舎の延長期間は、その時点ではまだ試算中ということで、9月30日の時点では本体工事の3工区の工期が12月22日と設定されていますのでその時点ではもちろんリースの期間も延びると確認しております。ただ、その後の専決処分や契約変更の手続きを踏むということで9月30日を過ぎて10月に入って専決処分をしておりますので、その後が一番早い議会に出しているということでもあります。その時点では、リース期間まで変更が出てくることは分かっておりました。また、以前にもそのへんはお話してあったかと理解しております。以上です。

○議長 宮城清政君 15番 大城真孝議員。

○15番 大城真孝君 発注する時には、期間はいつまでと決めていますよね。分かっているでしょう。あの時点でどうして延長分ができなかったかです。必ず専決処分をやる必要はなかったわけでしょう。あの時にやろうと思えばできたわけでしょう。議案と同時にです。期間が遅れるのを分かりながらどうして。専決処分の手続きを取るためにと言うのはとおりません。あの時で期間は分かっているのですから。発注した時に、工事期間を打ったわけでしょう。打っているのだから分かっているということです。では、あなた方はただでできると思っていたのですか。なぜ9月に発注する必要があるのですか。そうなる プレハブも再度契約しなければいけないわけでしょう。もう一度、説明をお願いします。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 9月30日時点で3工区の本体工事契約ということで出しており、作業を進める段階で工期は4カ月ということで設定しておりましたので、仮設のリースも当然延びるということで進めておりました。この手続きを9月30日には間に合わなかったということで今回の専決処分の報告であります。

あともう1点ですね。今回、リースと12月以降の約1カ月での取り壊し等もありますので、その取り壊しについて学校との協議で引越しがいつできる、その後の取り壊しがいつできるという最終調整も含めて、工事業者、学校、教育委員会の三者で確認をしています。年内で引越しをして、その後年明け1カ月間で取り壊しができるという最終確認をして仮設校舎の変更契約を交わしているということで出しております。そういうことで、専決処分の手続きが10月に入ったということであります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第13号 専決処分「北丘小学校仮設校舎建設工事の請負契約金額の変更」の報告については、これをもって終わります。

○議長 宮城清政君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

平成 27 年第 7 回臨時会

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。これで会議を閉じます。

○議長 宮城清政君 これにて平成27年第7回南風原町議会臨時会を閉会いたします。

閉会（午前11時29分）